

南アルプス市監査委員告示第 2 号

平成29年2月27日に提出された南アルプス市職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を実施したので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

平成29年4月21日

南アルプス市監査委員 望月 健二
同 小池 康郎
同 花輪 進

南ア監第4-5号
平成29年4月21日

請求人 志村 嘉雄 様
請求人 齊藤 幸博 様

南アルプス市監査委員 望月 健二
同 小池 康郎
同 花輪 進

南アルプス市職員措置請求に基づく監査結果について(通知)

平成29年2月27日に提出された南アルプス市職員措置請求書について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求書の内容

請求人提出の住民監査請求（南アルプス市職員措置請求）による請求の要旨及び措置請求の要旨は、次のとおりである。（以下、原文のまま掲載）

1 請求の要旨

市長は平成28年5月に「南アルプス市6次化拠点整備事業検証委員会」（以下検証委員会という。）を、市長自らが提案し、要員数・人選も行うなかで設置した。その後、市長は、報道関係・公文書などを通じて、当委員会を「第三者機関」「第三者委員会」と説明しているが、（1）本来、第三者とは、「公平・中立を期するために、事案に利害関係のない者」によって構成されるべきものであり、当委員会は、これらの条件を満たしていないと判断されるため「第三者組織」として認められないこと、（2）報告された内容に偏りが見られること、（3）報告の方法が不当であること、の理由により、当委員会の報告が本来の目的等を果たしていないものと判断し、当委員会の運営に要した経費を市に支払い・補填することを求める。

2 請求の理由

（1）検証委員会の構成が公平公正でなく、市長の言う「第三者機関」ではない理由

委員会の構成員は4名であるが、このうち副委員長の埴原一也氏は南アルプス完熟農園の運営会社である株式会社南アルプスプロデュースの破産申立てを行った市の代理人弁護士であり、市長とともに主導的にこれを行った直接の利害関係者であることから南アルプス市6次化拠点施設整備事業の「第三者」ではない。債権者破産の申立てにつき、その当否を判断評価できる立場にないことは明らかである。

また、他の3名についてもこれまで市からの委託を受けた報告書の作成者等で構成されており、市側の主張・行為を弁護する立場にある者によって構成されていると判断される。

埴原一也氏 平成27年市が設置した「南アルプスプロデュース経営改善刷新委員会（以下経営刷新委員会という。）」アドバイザー、その後、完熟農園の営業停止当日の午後に市の顧問弁護士契約、今回の破産手続きの直接の当事者（破産手続きの委託料（3百万円））

伊藤鉄男氏 委員長 市長の独自判断で選出
木住野祐希氏 市が依頼した「個別外部監査」の受託者であり報告者
石川東洋氏 元山梨中央銀行専務。山梨中銀は市の指定金融機関であり、株式会社南アルプスプロデュースの主要取引銀行である。市が新たに設置した「市6次化拠点整備検討委員会」のメンバー。市長と同じ南アルプス市小笠原在住。

(2) 報告内容が偏向である理由

報告内容は市が行った行為・主張を弁護・正当化する内容のものが多く、また、不都合な事実を隠蔽するなど報告内容に偏りが見られる。(偏向していると考えられる事項)

ア 参考人選定・報告内容に偏向が見られる

今回の検証委員会においては、直接の関係者、特に破産処理による被害者等、賠償問題等も含めて、市側に不利な証言をする可能性のある証言者は一切召致されていない。具体的には、株主総会で反対した株主、優先株主、従業員、生産者、納入業者、リース会社、増資に向けた出資者、地権者等である。また、参考人として招致を受けた前市長と前社長は昨年11月に証言した内容と報告書の内容が大きく異なることを理由に市長及び議会に対し「南アルプス市6次化拠点整備事業検証委員会の検証報告に対する反論」という抗議文を提出している。

イ 本来、市民が知りたい内容、知るべき内容が欠落している。

私たちは、検証委員会の構成員に著しい偏りが見られるため、昨年7月に検証委員会委員長の伊藤氏宛に、別紙「委員会における検証について(お願い)」を提出し、検証して欲しい事項を提示して依頼したが、これらの事項については全くと言ってよいほど検証されていなかった。

(検証して欲しい事項)

- ①収支実態はどうであったのか。
- ②市の設置した「個別外部監査」「経営刷新委員会」の報告書の内容検証は行われたのか。
- ③平成27年12月に行われた株主総会は何のためだったのか。
- ④市長の社長任命責任はないのか。
- ⑤破産処理は適切な対応であったか。

その後、私たちは、昨年、3回の裁判所による債権者説明会や独

自の調査を行った結果、次の事項が明らかになった。

① 収支状況

消費税・法人税の還付が53百万円あり、その結果の実質的な平成27年度の会社収支は次のとおり

(別紙 平成27年度年間収支を参照)

| | |
|---------------------|-------------------|
| 櫻本社長時代 (H27年2月～12月) | △13,487千円 (38.7%) |
| 高野社長時代 (H28年1月) | △21,391千円 (61.3%) |
| 平成27年度収支 | △34,878千円 |

平成27年度の赤字のうち60%以上は高野社長時代のわずか1か月間に作られたこと、さらに1月の営業日数は20日のため1日平均百万円以上の赤字を計上していたことが判明したが、これらについては1月の収支報告として24百万円の赤字と記載されているだけで原因究明等は全くなされていない。

② 「個別外部監査」「経営刷新委員会」の報告内容の検証

市は、これまで個別外部監査1回と委員会2つを設置し、報告書が提出されているが、十分な検証が行われていないと判断される。

例えば、平成27年12月に報告された「個別外部監査」の報告書では、経営不振の理由として①マルシェ（農産物販売所）が業界平均と比較して利益率が低いこと②人件費が業界平均と比較して高いことをあげているが、このうち①については、比較対象を間違えており、私たちが業界平均（全国の直売所 10,686 店舗）13.7%に対しマルシェは15.6%と高かったことを指摘したことを受けて平成27年12月に正式に訂正している。また、「人件費対売上高比率も業界対比低い」という根拠も、比較対象が一般の「野菜・果物小売業」であり、業態が異なっているため断定できない。なお、こうした訂正があったにもかかわらず、平成28年2月18日の市長名での広告ちらしには訂正された内容ではなく、訂正前の報告内容がそのまま記載されているため市民は誤った認識のままと推測される。こうした市民に対しては、「ちらし」等によって誤解解消をはかるとともに事実の告知が必要と考える。

「経営刷新委員会」の報告内容も、私たちの判断では、とても農産物直売所の事業に精通した「有識者」による報告内容とは思えない運営面での改善提案などが多く、市内部で報告書の内容が検証されたと

は考えられない。（これらの疑問点については平成28年1月8日付けで事務局に提出済み）さらには、この報告書のなかでは、今後の対応策として4つの方策が提示されているが、これらのなかには「破産処理」の記載は無く、今回の破産処理は市長独断によるものと判断され、何のための委員会なのか、その位置づけさえ分からない状況にある。

③平成27年12月に行われた株主総会は当初予定された議題は全く審議されず、社長交代だけが議決されており、その総会に埴原弁護士事務所の新里弁護士が同席するという極めて意図的な総会であったと判断される。

④市長は、他の株主の反対を押切って、また副市長職兼務のまま、高野氏の取締役就任を提案し、取締役会に働きかけて代表取締役就任を決めたが、大幅な赤字と最大課題であった資金調達が出来なかったという結果を招き、社長を交代させた市長の任命責任が問われるべきであると考えられる。

⑤最大の疑問事項である「破産処理」が、どのような理由から決断されたのか分からないままである。前述のとおり「経営刷新委員会」の報告書で提示された4方策ではない「破産処理」がなぜ行われたのか、資金不足という理由以外、全く検証されていない。市長単独の判断で、市自らの「破産の申立て」によってもたらされた損害・被害は甚大で、平成28年12月時点での債権額は724百万円あり、この他に出資金（株式）（市3千万円 JA他2千万円）、計774百万円が「破産処理」により喪失されることとなった。このことは、市長は独自判断で市が有する株式と貸付金5億5千万円の権利を放棄したことを意味し、関係した市民には2億円以上の損害を与える結果となった。これ以外にも、従業員への解雇、農産物販売所の喪失等、その損失は計り知れない。

また、今回の「破産処理」により「農林業6次化特区」の指定に基づき計画された土地利用計画（いわゆる27号計画）が白紙に戻されれば、農業振興法除外（白地）の許可が取り消される可能性が大であり、その結果、「農地の上に建物を建てる」という特典が認められなくなれば、現在のマルシェ・レストラン等の建物は「違法建築物」となり撤去するしか方法がないはずである。こうした事情・背景にもか

かわらず、市長は、市役所担当職員による事業の成り立ちの説明も無視して、敷地内に農業6次化とは関係のない大型商業施設の誘致等を想定していたようであるが、国家プロジェクトである「農林業6次化特区」の基本認識が欠如していたものと思われる。今回の「破産処理」は最も市民の損失・負担の大きい方策であり、事業継続を断ち切り破産処理をする必要性がなかったと思われるなかで、この「破産処理」が市長一人の判断で行われたことの是非は最も重要な検証事項である。

(3) 報告方法が不当である理由

第1回目の「外部監査」の報告では、報告者自らが市議・報道関係者の前で報告を行ったが、その後、私たちの指摘により報告内容に大きな修正を余儀なくされたためか2回目の「経営刷新委員会」からは、市長に報告書を手渡した段階で委員会を解散させ、市議・報道・一般市民に対する報告は市事務局が行い、質問等は一切受け付けないという方法になり、3回目の6次化拠点整備事業検証委員会も同様の対応が行われ、報告内容に公平性・正確性を欠くと判断される内容であっても市のホームページに掲載されるなど、報告方法に不当性があると判断される。

例えば、今回の報告のなかで、社長解任の理由として、「違法性すら指摘されかねない問題の多い経営手法」をあげており、具体的には「生産者協議会や県人会の会員等を中心に集めた2,965万円は、株主総会の議決を経て、株式発行の手続が終了してから、それを振り替えて費消するのが適正な手続きである」(P43)にもかかわらず、適正な手続きがなされなかった旨の報告がなされているが、私たちが他の弁護士とも相談したところ、「資金提供者との契約書には、無利息の貸付金であること、その返済期限は会社が総合特別区域法第65条1項規定の会社に指定された日の翌日であることが記載されており、資金提供者に対し口頭でも丁寧に説明されていることから、当資金は貸付金であり、費消は法的に可能である、」との判断がなされており、報告書の内容の是非が問われる。(なお、資金提供者に対する出資説明会には2名の市職員が同席していた。)また、この資金調達方法は市役所総合政策部の要請により増資についての税制控除(特区の特典)について、特区の主管官庁である内閣府が財務省から許可を得てから、貸付金を増資に振り替えていくことになったものであり、検証委員会の報告はこうした事実関係を確認・認識しないままのもので

あった。

3 市長に請求する措置

検証委員会に要した委員報酬 997千円を支払い・補填する。

(事実証明書として付属資料が提出されているが、添付を省略する。)

第2 請求の受理

本件請求について、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成29年3月10日に、同年2月27日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、南アルプス市6次化拠点整備事業検証委員会が本来の検証目的を果たしていないとする、次の事項について監査対象とする。

- (1) 公平・中立を期するため、検証委員会が第三者組織として事案に利害関係のない者で構成されていたか
- (2) 報告内容に偏りがあったか
- (3) 報告の方法に不当性があったか

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、平成29年3月21日証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠としての書面の提出と陳述があった。

陳述の内容については、書面、参考資料等を示し、具体的に説明したが、請求内容を補完するものであり、新たな証拠となりえるものではなかった。また、新たな事実等に対する質問等に対し、不足資料があり、後日提出された。

3 関係者、関係人の調査及び聴取

平成29年3月23日に、総合政策部長、6次化拠点整備室長及び担当職員に出席を求め、実施した。

- (1) 検証委員会委員の選任理由、人選に至った端緒(これまでの市との接点等)について

- ア 伊藤弁護士は、東京地検特捜部長などを歴任した方で、市長からの指示により選任された。
 - イ 埴原弁護士は、経過を熟知していることや法的にも詳しいことから選任された。
 - ウ 木住野公認会計士は、完熟農園の個別外部監査の経験があり、この事業に熟知していることや経理関係に精通しているということから選任された。
 - エ 石川氏は、元山梨中央銀行の役員をされ、財務会計に高い知識を持っている方で、特に金融関係に精通しており、公平な判断ができるということから選任された。
- いずれも市長の推薦によるものであり、庁議に報告し承認された。

(2) 検証委員会でのヒアリング対象者について

検証委員の判断で、破綻に至った経過を中心に検証するため、新旧市長、新旧社長、当時の市関係職員、金融機関、コンサルタント、会計事務所等会社の経営に関係した者12名のヒアリングを実施した。

ヒアリングは、どういった経過で企画立案されたのか、計画や資金の流れはどうだったか、破綻に至った経緯はどうだったのかを検証するため経営的な立場の者を中心に行い、直接的に経営にタッチしていなかった納入業者、生産者等はヒアリング対象としなかったものと理解している。

(3) 再建型でなく清算型の破産を選択した理由の検証について

会社更生法、民事再生法の適用などを研究し、最善の方法をとったものと承知している。

現金が枯渇し、従業員への給料、生産者への支払いや電気料も払えないという状況で、放っておくと大混乱になりかねない状態になっており、再建計画も作れない状況にあった。

(4) 補助金収入の内訳について

平成27年3月と4月に入金されているものは、平成26年度の「農業6次化ネットワーク拠点施設整備事業補助金（事業実施準備）」170,000千円の残金分であり、平成27年7月に入金されているものは、平成27年度「地域住民生活等緊急支援交付金事業補助金」であり、破産管財人により実績報告書が提出され精算されている。

(5) 大型商業施設誘致のための職員派遣について

陳述において農業の6次化とは関連性のない大型商業施設誘致のため職員を新潟県へ出張させているといった指摘をしているが、指摘された職員は出張しておらず、誘致のための職員派遣は行っていない。

4 市長の聴取

平成29年3月30日に市長に出席を求めて実施した。

(1) 検証委員会委員の選任理由について

委員4人とも客観的に公平な結果を出してもらえることを重点におき選任したものであり、利害関係はなく恣意的に選定したものではない。

ア 伊藤弁護士は個人的には接点はないが、正義感の強い適任者を探していたところ、山梨学院大学法科大学院の教授をされていた伊藤弁護士を知人から紹介された。受諾するにあたり伊藤弁護士から「市長についてもきっちり検証させてもらおう」と言われ「ぜひそのスタンスでお願いします」ということで依頼した。

イ 埴原弁護士は、完熟農園について詳しい知識を持っており依頼した。確かに、破産手続きの代理人ではあるが、経済関係に精通され甲府市や昭和町の顧問弁護士もされており、公正公平な検証をしてくれるものと確信していた。個人的な接点はなく知人に紹介された。

ウ 木住野公認会計士については、全然知らない人であったが、(株)南アルプスプロデュースの個別外部監査を委託するにあたり、従前から個別外部監査をお願いしていた加藤公認会計士は(株)南アルプスプロデュースに関係していたことから、他の適任者を探していたところ知人から紹介された。個別外部監査を通じ完熟農園の事情を熟知していることからお願いした。

エ 石川氏については、市内在住で存じている方ではあるが、山梨中央銀行の役員をされ金融関係に精通され、セコム山梨の役員をされるなど経営者としてもすぐれた方であり、経営的な観点から客観的で公正な検証をお願いした。

(2) 破産手続き開始の申し立てを選択した理由について

オープンから7ヶ月の間に1億円もの赤字を出しており、1月から4月は売り上げも期待できず再建計画が立たない状況にあった。また、仕入れ代金やリース料を支払うと給与や社会保険料の支払いに窮する状況にあり、民事再生手続きに要する予納金を準備することも困難で

あった。本来なら、混乱を防ぐために自己破産をするべきであった。

(3) 利害関係者への対応について

資金ショートまでできてしまっている状況を生産者・納入業者等に正確に事実を伝える義務が経営者にあったと思うが、それがなされていない。善意で出資してくれた方々には破産に対する不満があると思うが、市としては、法律上対応することはできないのでご理解をお願いしたい。

(4) 大型商業施設の誘致について

農業の6次化とは関係のない大型商業施設「コメリ」誘致のため、職員を新潟県に派遣していたとの指摘に対しては、名指しされた職員を派遣した事実はなく、副市長は就任して間もなく別件で訪問している。コメリは、従前から南アルプスへ出店を目指しており、何度かアプローチがあった。

あの場所で6次化の拠点事業を行うことは市にとって必要なものと考えており、6次化拠点の再建に向けて検討委員会で検討してもらっている。再生するためには集客力のある施設を置く必要があるが、特区の縛りが強く、国や県との交渉が非常に厳しい状況にあり、事業を進めるためには時間がかかる。南アルプス市の玄関口で農業6次化事業を訴えていくことは必要であり、やっていかなければならないと思っている。

第4 監査の結果

1 監査委員の判断

(1) 本件措置請求の趣旨

市が設置した「南アルプス市6次化拠点整備事業検証委員会」は第三者機関と説明しているが、委員は利害関係者で構成されており、報告された内容にも偏りが見られ、報告方法も一方的で不当であるとして委員に支払われた報酬（実際は委員謝金として報償費で支出）997千円が不当の支出にあたるため、その補填を市長に求めたもの。

(2) 地方自治法第242条の対象となる事項の特定

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求においては、本市の市長、職員等による違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計

上の行為又は怠る事実があると認められる場合に、市民が監査を求め損害補填等の措置を要求できるものである。

本件請求は、市が設置した検証委員会に対する支出が不当であるとして補填を求めたものであるが、請求の理由として指摘している事項が不当に相当する事実か否かを監査に当たっての着眼点とする。

(3) 監査対象事項に係る監査における判断

ア 公平・中立を期するため、検証委員会が第三者組織として事案に利害関係のない者で構成されていたか。

(ア) 委員は、「南アルプス市6次化拠点整備事業検証委員会設置要綱」（以下「設置要綱」という）第3条において、4人以内で組織し、弁護士、公認会計士、その他市長が認める者で構成すると規定されている。

(イ) 委員は、弁護士2名、公認会計士1名、市長が認める者として元（株）山梨中央銀行役員の4名で構成され、設置要綱に基づいた選任がなされている。

(ウ) それぞれの委員の経歴は、措置請求書への記載や関係人の聴取のとおりであるが、請求人は、事案に利害関係のない者で構成されるべきであるといった条件を満たしていないと判断され第三者組織として認められないと主張している。

(エ) しかしながら、検証の中心となり報告書の起草に携われた委員長である伊藤弁護士の経歴を見ると、これまで南アルプス市とは脈絡もなく利害関係は存在しえない。また、埴原弁護士は、市が行った（株）南アルプスプロデュースの破産申し立ての代理人であることから、破産申し立て以後の顛末については微妙な立場にはあるが、それまでの経緯を客観的に熟知しており、一概に利害関係者とは認めがたい。さらに、木住野公認会計士は、（株）南アルプスプロデュースを対象とした平成27年度南アルプス市個別外部監査業務の受託者であり、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係は当然として存在せず、個別外部監査をとおして完熟農園について熟知している。また、石川氏については、市内在住で金融に精通しており県内関係業界では著名な人材であり、利害には左右されない立場にあるなど、委員には外部監査人と同様におのずから利害関係に関する制限は存在するものと推認され、委員構成は第三者組織として十分機能できる組織と判断することができる。

(オ) いずれにせよ、いかなる者を選任すべきかは、市長の合理的な裁量に委ねられており、この選任行為が裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものとは認められない。

イ 報告内容に偏りがあったか。

(ア) 参考人選定・報告内容に偏向が見られるといった請求人の指摘について

① 委員会は検証の範囲を、経営が破綻した経緯を明確にし、その原因を探ることを中心に行い、併せて、破綻後の南アルプス市側の対応等に関する事実関係やその当否等についても含ませることとした。

また、検証の方法については、残された資料及び関係者のヒアリング結果等により事実関係をできるだけ客観的に明らかにすることとした。

② このため、ヒアリングは、企画立案の経過、計画や資金の流れ、破綻に至った経緯を検証するため経営的な立場の者を中心に行い、直接的に経営にタッチしていなかった納入業者、生産者等はヒアリング対象としなかった。

③ このことをもってすれば、ヒアリング対象者の選定は、目的達成手段として合理的ということができ、請求人の主張は認めがたい。

④ 参考人として招致を受けた前市長と前社長が、証言した内容と報告書の内容が大きく異なるとした抗議文を提出したことから報告内容に偏向が見られると主張しているが、証言と検証報告書が異なる部分は定かでなく、抗議文の市長あて通知も、主張が認められず著しく公平性が損なわれているとして反論、抗議を行っている。

⑤ 検証委員会の指摘・意見は、前市長の自由度と速度へのこだわり、前社長の企業経営者としての姿勢や能力などを問題視しており、就任後の金丸市長の対応については概ね是認していることから前市長と前社長は検証報告に反感を抱いたものと推量できる。

⑥ 検証報告の受け止め方は、受け取る側の立場により評価が分かれることは当然のことであるが、検証は委員会に委ねられており、これをもって報告内容が偏向しているといった主張は認められない。

(イ) 本来、知りたい内容、知るべき内容が欠落しているといった請求人の指摘について

- ① 収支実態はどうであったのか
 - ・収支状況について、独自の分析により1月の赤字額について問題にしているが、月次損益推移表が添付されており収支内容を読み取ることが可能となっている。
- ② 市の設置した「個別外部監査」「経営刷新委員会」の検証報告書の内容検証は行われたのか
 - ・平成28年2月16日に提出された今回の請求人が一員となっている南アルプス市職員措置請求書に同様の指摘があり、「市長は(略)個別外部監査、経営刷新委員会の報告を検証しなかったとしているが、(略)破産手続きの申し立てに当たっては、個別外部監査、経営刷新委員会の報告を検証したうえで判断したと回答している」と監査結果を通知している。
- ③ 平成27年12月に行われた株主総会は何のためだったのか
- ④ 市長の社長任命責任はないのか
 - ・検証報告書 第4「事実経過」3「第3段階」(8)「代表取締役の解任等」及び第5「問題点の指摘とそれに対する当委員会の意見」6「金丸市長の対応について」(2)増資に起因して櫻本代表取締役を解任したことについて に記載されている。
 - ・社長の任命は株式会社の行為であり、人格の違う市の首長には任命責任はない。
- ⑤ 破産処理は適切な対応であったか
 - ・平成28年2月16日に提出された今回の請求人が一員となっている南アルプス市職員措置請求書に同様の指摘があり、「(略)債権者が申し立てる破産手続きは一般的には、回収困難な債権を資産として有しているよりも、破産手続きにより債務者の資産を換金し、少しでも配当を受領する方がよい場合や債務者が不誠実な対応をとる場合などに行われるものである。本件では、市が最大の出資者である(株)南アルプスプロデュースの経営状況が悪化し運転資金にも事欠く状況や個別外部監査の結果を踏まえ、これ以上事業を存続すると債権の回収はおろか、毎月生じる資金不足による負債の増大は免れないと判断し、経営刷新委員会の検討報告も参考に破産手続きを開始したものである。これが、出資金、貸付金といった市の財産の管理を怠る事実とは認めがたく住民監査請求の対象の特定として欠ける

ものである。」と監査結果通知をしている。

- ⑥ 請求人は、検証委員会の検証報告に対し異議を主張しているが、検証は設置要綱に基づき設置された委員会に委ねられたものであり、市長の裁量の及ぶところではない。

ウ 報告の方法に不当性があつたか

- (ア) 請求人は「個別外部監査」の結果は、市議、報道関係者の前で報告したが「経営刷新委員会」「6次化拠点整備事業検証委員会」は、市長に報告書を手渡した時点で解散し市議・報道・一般市民に対する報告は事務局が行い、質問等を受け付けない一方的な報告としたことは不当であると主張している。
- (イ) 個別外部監査については、地方自治法に基づき監査の報告を決定し、長、議会、監査委員に提出が義務付けられ、これを受け取った監査委員には公表が義務付けられている。一方、「経営刷新委員会」「6次化拠点整備事業検証委員会」は設置要綱において、その任期は、結果を市長に報告されるまでとされており、報告を受けた市長が説明責任を果たすため公表したものである。それぞれ根拠規定に基づき報告を行ったもので、恣意的に報告方法を変えたものではない。
- (ウ) 個別外部監査について、請求人の指摘により修正を余儀なくされたと主張しているが、外部監査報告を修正した事実はなく請求人の誤認によるものである。
- (エ) 報告方法に不当性はなく、請求人の事実誤認と思料される。

(4) 市長に請求する措置

請求人は、検証委員会の報告が本来の目的を果たしていないと判断し、検証委員会の運営に要した経費の支払い・補填を求める措置を請求しているが、主張している内容は、裁量権の範囲を逸脱、濫用したとは認められないもの、また裁量権の及ばないものさらには事実を誤認したものであり、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求における、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実と該当する事実とはいえず不適法と解するのが相当である。

第5 結論

請求人の措置請求の内容については、いずれも理由がないことからこれを棄却とする。

参考

南アルプス市6次化拠点整備事業検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 6次化拠点の整備に係るこれまでの経緯について検証し、6次化拠点の再建に向けた方向性を導き出すため、6次化拠点整備事業検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検証委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 6次化拠点整備事業の検証に関すること。
- (2) 6次化拠点の再建に向けた方向性の検討に関すること。
- (3) その他、6次化拠点事業に関する必要な事項

(組織等)

第3条 検証委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 弁護士
- (2) 公認会計士
- (3) その他市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命された日から第2条に掲げる事項の結果が市長に報告されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検証委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、検証委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検証委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 検証委員会の庶務は、総合政策部6次化拠点整備室において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は検証委員会が別に定める。